

第 1 6 章 環境問題に関する知識の普及等

第 1 環境月間行事の実施等

1 環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施

国では昭和 4 8 年から「世界環境デー」の 6 月 5 日を初日とする「環境週間」を設定して、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すため毎年各種の行事を実施している。

本府においては、国の「環境週間」を中心に毎年 6 月を「環境月間」とし、広く府民、事業者等に対して公害の防止と良好な生活環境の保全に関する意識の向上を図るとともに、府や市町村が推進する環境行政に対する理解と協力を求めることとしており、昭和 6 3 年度においては、環境フェア、快適環境府民会議（アメニティ教育フォーラム）等を行った。

また、昭和 4 8 年以降、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主唱により「瀬戸内海環境保全月間」が設定され（昭和 5 2 年度からは社団法人瀬戸内海環境保全協会が主唱）、府としても環境週間及び環境月間行事と併せて前年度に引き続き、広く瀬戸内海の環境保全に関する府民の認識を深めるため、各種の広報活動を行った。

昭和 6 3 年度における環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の実施の概要は表 2 - 1 6 - 1 のとおりである。

2 快適環境府民会議の開催

快適な環境づくりに対する府民の積極的な取組みを呼びかけるため、広く府民が集い、大阪の快適環境づくりを共に考え、語り合い、知恵やアイデアを出し合う場として「快適環境府民会議」を昭和 5 8 年度から開催している。

昭和 6 3 年度における快適環境府民会議は「アメニティ教育フォーラム」と題して次のとおり開催した。

開催日	昭和 6 3 年 6 月 1 8 日（土）
会場	建設交流館
参加者	約 3 0 0 名
テーマ	アメニティ豊かな社会を作るために 環境教育を共に考えよう
プログラム	基調講演 「科学文明と自然環境」

福 井 謙 一 （京都大学名誉教授、ノーベル化学賞受賞者）

パネルディスカッション

- (コーディネーター) 鈴木善次(大阪教育大学教授)
(パネリスト) 奥井智久(文部省初等中等教育局教科調査官)
橋本詔子(環境庁環境教育専門官)
川崎睦男(滋賀県教育委員会指導主事)
上ノ山幸子(大阪府衛生婦人奉仕会副会長)
ジェンターナー寺島(主婦)

3 環境保全に関する啓発等

(1) 広報パンフレット等の配付

府民及び事業者に対し、府の環境保全に関する各種施策の実施について協力を求めるとともに、環境保全に関する知識の普及を図るため、「大阪の環境」等のパンフレットを作成し配付した。

(2) 社団法人瀬戸内海環境保全協会の活動

瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全に関する調査研究等の事業を行うため、昭和51年12月に設立された社団法人瀬戸内海環境保全協会(瀬戸内海沿岸13府県5市、沿岸地区衛生組織及び沿岸漁業協同組合連合会等40団体で構成)では、瀬戸内海の環境保全に関する研修会、各種広報活動をはじめ、生物指標調査、清掃美化活動等の事業を推進するとともに、国に対し瀬戸内海の環境保全に関する諸施策の推進について要望を行った。

第2 環境教育の推進

現在の複雑多様化する環境問題を解決し、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの住民が自己を取り巻く環境に対する理解と認識を深める必要がある。

そこで、自治体として、体系的、総合的な環境教育の推進に努めることが求められている。昭和63年度においては、次の事業を実施した。

表2-16-1 環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の概要（昭和63年度）

行 事 名	実施機関	行 事 内 容	備 考	環	瀬	
府民ととも に行動する	環境フェア	大 阪 府 市	環境行政の実態を知ってもらうとともに、府民（市民）が参加できるコーナーを設け、体験を通じて身近な環境について楽しく学び、日常生活においても環境に配慮するきっかけとなるよう、展示、アトラクション等を行った。（昭63. 6. 5）	参加者数約 5,000名	※	
	海の講演会	大 阪 府 市 瀬戸内海環境保全協 会 環 境 協 会 庁	人と海とのふれあいについての講演会を開催することにより、府民に対して環境保全に関する意識の高揚を図る契機とした。（昭63. 6. 5）	参加者数約 180名	※	
	生活排水についての研修会	大 阪 府 市 大阪府衛生婦人奉 仕 会	家庭での発生源対策等の重要性について認識を深めてもらうための研修会を行った。（昭63. 6. 5）	参加者数約 100名		※
	子供のための公害監視センター環境デー	大 阪 府 市	小学生を対象に公害監視センター見学会を実施した。（昭63. 6. 27～28）	参加者数約 100名	※	
	近隣騒音防止のためのモデル授業	大 東 大 阪 府 市 堺 市、豊 中 市	近隣騒音対策の一環として、ビデオ教材を使用して小学校5年生を対象とする授業を行った。	参加者数約 200名	※	
会議を開催する	アメニティ教育フォーラム（快適環境府民会議）	大 阪 府 市	アメニティ豊かな社会をつくるために環境教育を府民とともに考え語り合う場として、基調講演とパネルディスカッションを行った。（昭63. 6. 18）	参加者数約 300名	※	
	大阪自動車公害対策推進会議	大 大 阪 府 市 大 近 畿 警 署 運 輸 局 部 体 他 1 9 団 体	自動車公害対策の推進を図ることを目的として開催し、63年度の活動方針と国への要望事項を決定した。（昭63. 6. 15）			※
指導・検査等を	公害防止の自主点検の指導と立入検査の実施	大 阪 府 市	工場等に対して立入検査を強化し、規制遵守と公害防止のための自主点検の指導を行った。	実施件数 大気 469件 水質 379件	※	※
	自動車排出ガス等街頭検査	大 阪 府 市 下 各 市 町 村 部 局 府 警 本 部 局 近 畿 警 署 運 輸 局 部 体 大 阪 府 近 畿 警 署 運 輸 局 部 体 自 動 車 協 会	自動車の排出ガスの街頭における検査の実施及び自動車排出ガス低減のための啓発を行った。			※
行う	産業廃棄物の埋立処分場及び保管施設の重点立入指導	大 阪 府 市	産業廃棄物の埋立処分場、保管施設（中継所）に対し立入を行い、適正な維持管理が行われるよう指導した。			※
啓発・普及を行う	公害監視センターの一般公開	大 阪 府 市	公害監視センターを府民に公開した。			※
	ポスターの掲示	大 阪 府 市	・環境月間ポスター ・環境週間ポスター ・瀬戸内海環境保全月間ポスター ・自動車公害防止啓発ポスター			※ ※
	テレビ、ラジオ等による広報	大 阪 府 市	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、月間の趣旨等をPRした。			
	啓発用品の配付	大 阪 府 市	啓発用品を配付することにより、府民への啓発を行った。			※ ※

(注) 1 「環」は環境月間行事、「瀬」は瀬戸内海環境保全月間行事を示す。
2 ※は、それぞれの関係行事として実施したものである。

1 大阪府環境教育基本方針検討委員会の設置・運営

大阪府の地域特性を生かした環境教育を推進する方策を探るため、学識経験者、教育関係者、ボランティア等を構成員とする「大阪府環境教育基本方針検討委員会」（座長：鈴木善次大阪教育大学教授）を昭和63年12月に設置し、環境教育推進上の課題、基本方向、施策等について、調査・検討を重ね、平成元年3月に報告書を取りまとめた。

2 啓発ビデオの作成

一人ひとりが身近な暮らしと環境とのかかわりあいを深く認識し、よりよい環境をつくることができるよう、環境にやさしい暮らしの工夫などについて解説した環境実践啓発ビデオ「山田さん、ちょっと！」（20分）を制作した。

第3 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境に生息する生物の実態を府民自らが観察することによって河川の水質状況を知り、水質保全の重要性についての理解と認識を深めることを目的として、府民参加による「水質環境モニタリング事業」を昭和57年度淀川流域を対象として開始し、昭和60年度から対象河川を府下全域に拡大して実施している。

昭和63年度においては夏期にモニタリング期間を設定し、モニターに「観察の手引」を配付し、この手引書にしたがって、水質環境の指標となる生物等（水生生物、魚、植物、鳥、川のようにす等）を府下の河川で観察してもらい、その結果を所定の「観察カード」で報告してもらった。また、この期間中にモニターに観察の方法、生物の生態等の知識を習得してもらうため、専門家の指導のもとで、野外観察会を5回実施するとともに、モニターの質的向上を図り、自主観察の定着化を促進するため研修会を2回実施した（表2-16-2）。

なお、モニターからの報告は、「'88府民のみた川」としてとりまとめ、水質保全の啓発活動を行った。

表2-16-2 水質環境モニタリング実施状況（昭和63年度）

モニタリング期間	7月20日～8月10日	研修会実施日	7月13日	7月15日
観察報告数(名)	1,120	出席者数(名)	103	370
観察会の開催(回)	5	計	473	
観察会参加者数(名)	1,193			

第4 環境表示盤による環境情報の提供

昭和46年に設置した大気汚染状況表示盤（大阪市中央区北浜4丁目）が老朽化したため、平成元年3月に環境情報表示盤として更新整備を行った。

この表示盤は、二酸化窒素や二酸化硫黄の濃度などの大気汚染状況や騒音等の測定値を表示するだけでなく、磁気反転素子を用いたカラーグラフィックスによる表示機能を活用し、環境月間などの行事案内や、大気、水質、騒音、廃棄物等に関する環境情報をはじめ、広く府政全般の情報を表示する。

なお、この表示盤の設計にあたっては、周辺景観との調和を配慮した。



環 境 情 報 表 示 盤

第5 大阪府環境情報コーナーの運営

環境情報に対する府民のニーズに応じて、環境に関する情報を収集整理し、広く府民に提供、公開するとともに、昭和59年4月の環境影響評価要綱の施行に伴い環境影響評価についての相談等に応じるため「大阪府環境情報コーナー」（大阪市中央区本町1-4-8ひし富ビル内）を昭和59年6月、環境月間に合わせて開設し、昭和63年度においても引き続き環境情報の充実に努め、昭和63年度末での蔵書数は環境保健部が発行、收受したものを中心に図書、資料類3,929点で、昭和63年度中の利用者数は延べ2,002名であった。

第6 公害モニター制度の運営

公害の発生状況を把握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年度から大阪府公害モニター制度を設置しているが、昭和63年度における公害モニター（100名）の活動状況は次のとおりである。

担当地区における公害発生状況の報告件数は、総数458件で、そのうち公害が発生しているものとするものは18件（騒音・振動7件、大気汚染5件、水質汚濁2件、悪臭1件、その他3件）であり、これらの報告に基づき関係機関と協力してその処理を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは12件（悪臭5件、騒音・振動2件、大気汚染2件、水質汚濁1件、その他2件）で、公害モニターの公害行政に対する意見は15件（大気汚染5件、騒音・振動3件、その他7件）となっている。

さらに公害モニターの環境問題に関する知識の向上を図るため、昭和63年10月25日、堺市都市緑化センターにおいて私達の身のまわりに緑を増加してゆくための具体的方策についての研修会並びに緑化センター施設見学会を実施した。

これらのほかに、環境行政を遂行する上での参考に資することを目的として公害モニターに対し、望ましい環境像に関する意識についてアンケート調査を実施した。

第7 環境面での国際交流の推進

地球的規模で環境汚染、環境破壊に対応し、環境面での国際的な技術交流を推進するため、本府がこれまで取り組んできた環境対策の手法や技術を生かした国際協力を進めている。

昭和63年度においては、本府の技術職員を10月18日から27日までの10日間、インドネシア東ジャワ州に派遣し、スラバヤ市の大気汚染にかかる監視・分析システムの整備に関する助言等を行った。

また、中国上海市との間で水質保全専門家3名を10日間相互に派遣し、工場排水の規制について交流を行った。